

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
リベリア	食糧援助に関する日本国政府と リベリア共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	780,000千円 H21.3.31まで	H20.8.18 アクラ(ガ ーナ)で (同日)	日本側 石川正紀在リベリ ア大使(ガーナにて兼轄) リベリア側 オルバンケ・ キンゾグ＝アケレシ外務大 臣	H20.9.1 495号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。